市長が所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月３１日

東海市長　花　田　勝　重

東海市規則第９号

市長が所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

市長が所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成１８年東海市規則第２号）の一部を次のように改正する。

第８条中「第２０条」を「第２７条」に改める。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。